

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報】

1. 基本的な考え方

当社グループは、健全な経営の推進と社会的信頼に十分に 대응するために、コーポレート・ガバナンスを重要な経営課題と位置づけております。このため、諸関連法規の遵守並びに経営組織の迅速な意思決定と透明性を確保し、迅速、公平かつ明瞭なディスクロージャーの充実に目指します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-11-3: 取締役会の実効性評価】

当社は取締役会全体の実効性について、定期的な分析・評価は実施していませんが、社外取締役を含めた取締役会で取締役会の実効性評価のあり方について意見交換しております。また、第117期(2018年12月期)については取締役会が取締役会全体の実効性についての定期的な分析・評価を行い、その結果の概要を開示することができるように準備をすすめております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4: いわゆる政策保有株式】

(1) 政策保有方針

当社では、取引先その他当社の持続的成長に基づく企業価値の向上に資すると認められる相手先との関係を維持及び強化することにより、当社の持続的成長に基づく企業価値の向上を図ることを目的として、当該相手先の株式を保有することがあります。

(2) 保有意義・合理性検証

当社では、取引先その他当社の持続的成長に基づく企業価値の向上に資すると認められる相手先との関係の維持及び強化について、当社の持続的成長に基づく企業価値の向上を図る目的と当該株式の保有のリスクを勘案した上で、資本の効率性、相手先の成長性、当該株式保有による収益性等の要素を考慮し、中長期的な経済合理性を検証しております。

(3) 議決権行使

当社は、当社の持続的成長に基づく企業価値の向上という株式保有の目的及び投資先の企業価値向上等の観点から、個々の議案ごとに株主価値の毀損につながるものではないか等を検討の上、総合的判断により議決権を行使しております。

【原則1-7: 関連当事者間の取引】

会社法に基づき、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は取締役会での承認事項とし、当該取締役は審議並びに決議に参加しないこととしております。また、毎年各取締役等に対し関連当事者取引の調査を実施し、開示対象となる取引がある場合は開示を行っております。

【原則3-1: 情報開示の充実】

(1) 経営理念: 信頼される人となり、信頼される企業となる、そして競争力のある企業となる。

経営方針: 飛躍へのターンアラウンド～Challenge for Turnaround～

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

本コーポレートガバナンス報告書の「1 1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご覧ください。

(3) 取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

本コーポレートガバナンス報告書の「2 1. 機関構成・組織運営等に係る事項」の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますので、ご覧ください。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役候補の指名の方針と手続

まず、取締役(監査等委員である取締役を含みます。)及び執行役員には、国籍や性別を問うことなく、人格及び識見に優れた人物であることを求めています。その上で、業務執行を担当する取締役及び執行役員については、豊富な業務上の専門知識と経験を有する人物を候補者とし、社外取締役については、豊富な経営経験のある人物や法律、財務会計、税務など出身分野における高度な知識と経験を有する人物を候補者としております。以上を踏まえ、当社では、社外取締役も出席する取締役会の審議と決議により、取締役候補者を決定し、執行役員を選任しております。

(5) 個々の取締役候補の指名理由

取締役の選任理由については、「株主総会招集ご通知」に記載しておりますので、ご参照ください。

<http://www.u-shin-ltd.com/ir/tabid/227/Default.aspx>

【補充原則4-1-1: 取締役会の役割・責務】

取締役会は、当社グループに係る基本方針並びに重要な決定事項について審議、決定するとともに、業務執行取締役を主な構成員とする経営会議に対し、重要な業務執行の一部の決定を委任し、業務執行取締役の職務執行と執行役員の業務執行を監督しております。取締役会に付議すべき事項は当社の「取締役会規程」において規定されており、取締役会の決議により重要な業務執行の一部の決定を経営会議に委任した事項は当社の「経営会議規程」において規定されております。

【原則4-8: 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外取締役から、独立した中立な立場で当社経営に有益な意見や率直な指摘をいただくことにより、経営に対する監督機能の強化を図っております。

【原則4-9: 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役による監督機能をより実効的なものとするため、後述の「社外取締役の独立性基準」を策定し、当該独立性基準を満たす4名

を選任しております。また、当社は、豊富な経営経験のある人物や法律、財務会計、税務など出身分野における高度な知識と経験を有する人物を社外取締役として選任しております。

当社は、当社の社外取締役が下記のいずれにも該当しない場合に、独立性があると判断します。

1. 当社及び当社の子会社(以下、「当社グループ」という。)の業務執行者(注1)又は過去10年間(ただし、過去10年内のいずれかの時において当社グループの業務執行者でない取締役、監査役又は会計参与であったことのある者)にあっては、それらの役職への就任の前10年間)において当社グループの業務執行者であった者
2. 当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)又はその業務執行者
3. 当社グループを主要な取引先とする会社(注2)又は当社グループの主要な取引先(注3)の業務執行者
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
5. 当社グループから役員報酬以外に、多額(注4)の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者)
6. 当社グループから多額(注5)の寄付を受けている者又はその業務執行者
7. 過去3年間に於いて上記2から6のいずれかに該当していた者
8. 上記1から7のいずれかに該当する者のうち重要な者(注6)の近親者(注7)

(注1)「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。

(注2)「当社グループを主要な取引先とする会社」とは、直近事業年度において、取引先の連結売上高の2%以上の支払を当社グループが行っている取引先をいう。

(注3)「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度において、当社の連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けている取引先、又は当社の連結総資産の2%以上の融資を当社に行っている金融機関をいう。

(注4)「多額」とは、直近事業年度において得た財産の金額につき、当該財産を得ている者が個人の場合は年間1,000万円、団体の場合は当該団体の連結売上高の2%を超える金額をいう。

(注5)「多額」とは、直近事業年度において得た寄付の金額につき、年間1,000万円を超える金額をいう。

(注6)「重要な者」とは、各会社・取引先の役員・部長職以上の者、各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所所属する弁護士をいう。

(注7)「近親者」とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

【補充原則4-11-1:取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、性別、国籍、年齢を問わず優秀な人材を積極的に登用し、ダイバーシティーを促進しております。社外取締役による監督機能をより実効的なものとするため、後述の「社外取締役の独立性基準」を満たす社外取締役の人数が取締役会全体の3分の1以上となるように努めております。また、事業の競争力を伸ばしながら、健全で持続可能な成長が図れるよう、監督的立場である社外取締役の知識・経験のバランスには十分配慮しています。現在は取締役会出席者10人中4名が、当社が定めた独立性基準を満たす独立社外取締役(監査等委員ではない取締役2名、監査等委員である取締役2名)であり、取締役会において独立した中立な立場からの意見を踏まえた議論が可能となっております。

【補充原則4-11-2:取締役の他の上場会社の役員との兼務状況】

社外取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っています。社外取締役4名全員は、他の上場会社の社外役員を兼任していません。また、常勤の監査等委員である取締役は他社の役員は兼任しておらず、監査等委員の業務に常時専念できる体制となっております。

【補充原則4-14-2:取締役のトレーニング】

当社は、「信頼される人となり、信頼される企業となる、そして競争力のある企業となる。」という当社の経営理念の実現に資するよう、取締役に対し、就任時及び適宜の機会に研修や講習会を実施しております。また、監査等委員である取締役は、必要な知識の習得及び技術の向上のため、社外研修行事にも参加しております。

【原則5-1:株主との建設的な対話に関する方針】

- ・当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との建設的な対話を行い、自らの経営方針を分かりやすく説明するよう努めております。
- ・当社は、代表取締役を中心に、管理本部及び経理財務本部をIR担当部署として定め、IR関連部署間で定期的にミーティングを行い、また日常的に連携を取り、情報共有に努めております。
- ・電話取材やIR取材を受けた場合は、IR担当機能を持った部署で受け付けております。
- ・対話を通して得た株主、投資家の皆様のご意見等については、必要に応じ、経営陣及び関連部署に報告しております。
- ・公平かつ透明性のある情報開示に努め、またインサイダー情報の漏えい防止を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ECM MF	1,423,000	4.40
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	1,287,219	3.98
PHILLIP SECURITIES CLIENTS (RETAIL)	1,273,800	3.94
株式会社三井住友銀行	932,641	2.88
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT	849,700	2.62
SAXO BANK A/S(CLIENT ASSETS)	812,200	2.51
久光製薬株式会社	791,000	2.44
OCBC SECURITIES PRIVATE LIMITED-CLIENT A/C	774,000	2.39
明治安田生命保険相互会社	749,600	2.32
株式会社ブロードリーフ	700,000	2.16

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
ダグラス・K・フリーマン	弁護士													
かん澤力	公認会計士													
古川眞理	税理士													
宮森信英	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
ダグラス・K・フリーマン		○	—	ダグラス・K・フリーマン氏は、国際的な弁護士としての豊富な経験や高度かつ専門的な知識を有しており、当社とは利害関係のない見地から、適切な指導をいただくことが期待できるため、社外取締役に選任し、独立役員に指定しております。独立役員の属性として東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれのある項目として列挙した事項に該当するものはなく、また、当社が定める社外取締役としての独立性判断基準を満たしており、中立・公平な立場を保持されていると判断しております。
かん澤力		○	—	かん澤力氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験や高度かつ専門的な知識を有しており、当社とは利害関係のない見地から、適切な指導をいただくことが期待できるため、社

報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
------------------	-------	---	---	---	---	---	---	-------

補足説明 **更新**

役員報酬決定に係るプロセスの客観性及び透明性を確保するため、取締役会又は取締役会から一任された代表取締役の諮問機関である報酬委員会を設置し、取締役の報酬については、当該報酬委員会による検討の結果を尊重して決定することとしております。報酬委員会の委員は、取締役会が取締役の中から選任しておりますが、その半数以上は社外取締役とし、議長は社外取締役が務めることとしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新** 4名

その他独立役員に関する事項

前掲「I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】」【原則4-9】を参照ください。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の経営方針として実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の開示状況) **更新** 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役及び監査役の報酬等の総額は、事業報告及び有価証券報告書において開示しております。

【第116期(2017年12月期)実績】

- ・取締役(社外取締役を除く) 254百万円
- ・監査役(社外監査役を除く) 13百万円
- ・社外役員 47百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議によって決定した取締役の報酬総額の限度額内において、会社業績等を勘案し、貢献度に見合った報酬を取締役会で決定しております。役員報酬決定に係るプロセスの客観性及び透明性を確保するため、取締役会又は取締役会から一任された代表取締役の諮問機関である報酬委員会を設置し、取締役の報酬については、当該報酬委員会による検討の結果を尊重して決定することとしております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役に対しては、管理部門及び監査等委員の職務を補助する使用人が必要の都度、経営に関わる必要な書類の提供等を行う体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）7名（うち社外取締役2名）及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されております。当社は、取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しております。取締役会は、当社グループに係る基本方針並びに重要な決定事項について審議、決定するとともに、業務執行取締役を主な構成員とする経営会議に対し、重要な業務執行の一部の決定を委任し、業務執行取締役の職務執行と執行役員の業務執行を監督しております。社外取締役からは、中立な立場で当社経営に有益な意見や率直な指摘をいただくことにより、経営に対する監督機能の強化を図っておりますが、社外取締役による監督機能をより実効的なものとするため、後述の「社外取締役の独立性基準」を満たす社外取締役の人数が取締役会全体の3分の1以上となるように努めております。

監査等委員会では、監査の方針、監査計画を定め、それらに基づき、会社の内部統制に関わる部門と連携の上、当社の業務や財務状況の調査により、取締役の職務執行の適法性や妥当性に関する監査を行います。

なお、監査等委員である取締役は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

さらに、当社は、役員報酬決定に係るプロセスの客観性及び透明性を確保するため、取締役会及び取締役会から一任された代表取締役の諮問機関である報酬委員会を設置しております。報酬委員会の委員は、取締役会が取締役の中から選任しておりますが、その半数以上は社外取締役とし、議長は社外取締役が務めることとしています。また、当社グループ全体の法令の遵守を徹底し、様々なリスクに対する管理を継続的に行うためにコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、月に1回委員会を開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを一層充実させるとともに、業務執行を行う取締役への権限委譲により迅速な意思決定を行い、経営の効率化を高めることを目的として、2018年3月28日開催の第116回定時株主総会の決議を経て、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は下記「Vその他」2に記載するコーポレート・ガバナンス体制の模式図のとおりであり、当該体制とすることで、経営環境の変化にも迅速に対応した経営判断が可能となり、適時適正な業務執行が行える体制と考えております。また、当社は、経営の合理化及び効率化を目的として、2018年1月1日より執行役員制度を導入し、執行役員が日々の業務執行を行う体制をとっております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	個人投資家並びに機関投資家の利便性向上を図るため、議決権行使のIT化を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
その他	株主総会招集通知の発送前に当社ウェブサイトにもその内容を掲載しております。また、株主総会招集通知をカラー化及び大判化し、株主の皆様がスムーズに理解、判断いただけるよう工夫しております。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第116期(2017年12月期)は本決算発表時に、アナリスト・機関投資家及び報道関係者向けに代表取締役社長による決算説明会を開催しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、株主総会資料、適時開示資料、中期経営計画等を掲載しております。	
IRIに関する部署(担当者)の設置	経理財務本部財務部、管理本部総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンスマニュアル」内に「ユーシン行動規範」を設け、規定しております。また、当社の持続的発展のためには、多様な人材の活用及び登用が今後ますます重要になると捉えており、女性の積極的な登用を進めるほか、女性が家庭生活と両立して働きやすい職場環境づくりにも取り組んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR方針を定め、環境保全活動、CSR活動に全社的に取り組んでおります。具体例には、ISO14001の取得、環境にやさしい製品の開発、太陽光発電の促進、ガバナンス及びコンプライアンスの強化等です。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムの基本方針は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は「コーポレート行動規範」を当社グループの行動規範として定め、周知徹底します。
- ・当社は、企業活動の公正性、透明性を高め、社会的責任を果たすために、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、体制の整備強化に努めます。
- ・コンプライアンス違反行為が発覚し、又は行われようとしていることが分かった場合には、速やかに報告しなければならないこととし、匿名の通報者に不利益がないことを確保します。
- ・社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）を選任することにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行の監督機能の維持・向上を図ります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録・保存・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすリスクを総合的に認識し、評価できる仕組みを整備するとともに、リスク管理に関連する規程も整備し、有事に対する事前予防体制を整備します。

(4) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月適宜開催し、重要事項の決定、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行状況の監督等を行います。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、子会社の経営の重要事項に関しては当社の事前承認又は当社への報告を義務付けます。
- ・当社グループのリスク管理を担当する機関として、コンプライアンス・リスク管理委員会がグループ全体のリスク管理を統括・推進します。
- ・当社は事業年度ごとのグループ全体の経営目標及び予算配分等を定めます。
- ・当社は、当社グループ各社にコンプライアンス担当者を置き、コンプライアンス・リスク管理委員会がグループ全体を統括・推進します。
- ・監査等委員会及び内部監査室は、当社グループの監視・監査を実効的かつ適正に行います。
- ・財務報告の適正性を確実にするために、当社グループの規程やシステムを整備します。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の求めにより、監査等委員会の職務を補助する使用人として適切な人材を配置します。

(7) 監査等委員会の職務を補助する使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人の適切な職務の遂行のため、人事考課は監査等委員会が行い、人事異動は監査等委員会と取締役（監査等委員である取締役を除く。）が協議します。当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事します。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告します。当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について、当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとします。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、会計監査人、内部監査室と情報交換に努め、連携して当社グループ各社の監査の実効性を確保するものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、「コーポレート行動規範」に「賄賂と金品の強要を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組みます。」と定め、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応します。また、契約書にも暴力団排除条項を盛り込むようにしています。

✓その他

1. 買収防衛策の導入の有無

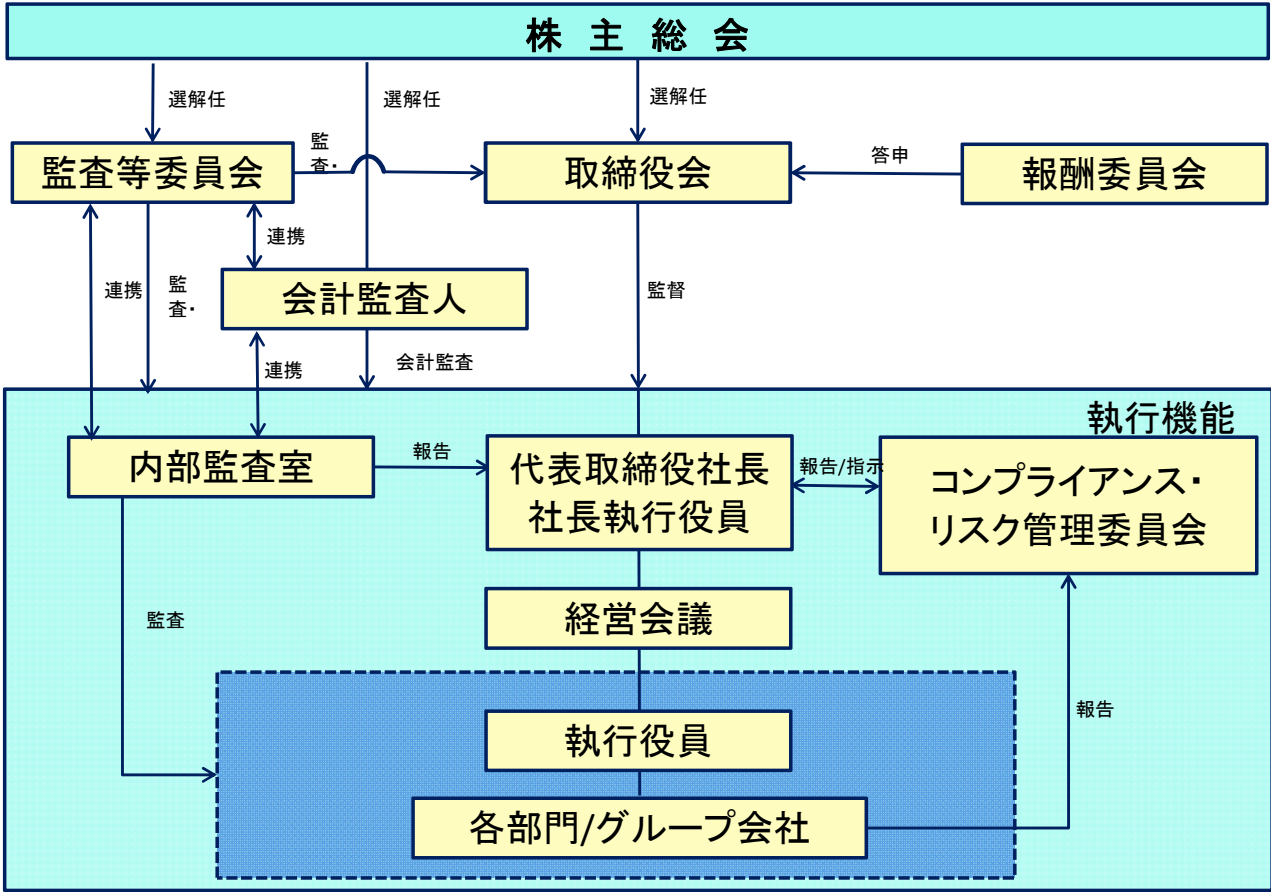
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

模式図参照



適時開示に係る体制

